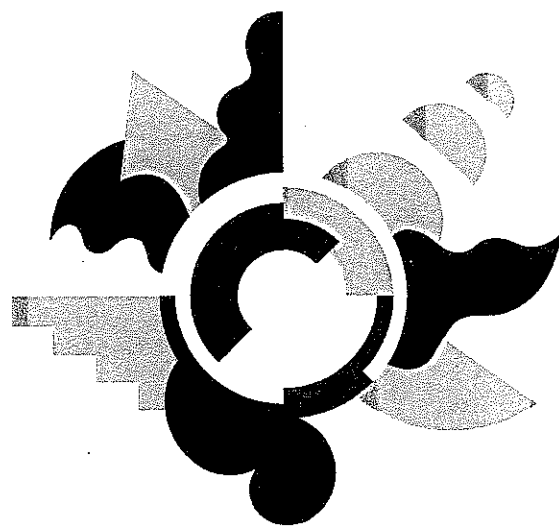


平成 23 年 度

国の施策等に対する提案・要望



福 島 県

福島県政の推進につきましては、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の経済は、緩やかに回復しつつあると言われていています。しかしながら、県内の景気は、生産活動を中心に回復に向けた動きが見られるものの、個人消費は弱い動きが続いており、雇用についても有効求人倍率が低位で推移するなど、引き続き厳しい状況にあるものと認識しております。

また、人口が大都市に集中し、地方は減少するという傾向が続き、経済、雇用、医療、教育などの面で、大都市と地方との格差が一層拡大することが懸念されております。

これまでも地方は、人材、水やエネルギー、食糧などの供給を通して、我が国の発展を支えてきており、地方が活力を持つことが、我が国の持続的な発展にもつながるものと考えております。

こうした中、私は、本県の宝である「人と地域」を礎に、「活力」「安全と安心」「思いやり」を柱とした、新たな福島県総合計画を4月にスタートさせ、活力にあふれ温かみのある県づくりに取り組んでいるところであります。

この計画の実現に向けて、地域の実情に即した制度創設・改正や施策の推進、必要な財政措置など、国による積極的な御支援をいただきながら、県政の諸問題の解決を図ってまいる考えであります。

このような観点から、このたび「平成23年度国の施策等に対する提案・要望」を取りまとめました。

本書に掲げました事項は、いずれも本県の発展にとって不可欠なものでありますので、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年8月10日

様

福島県知事 佐藤 雄平

目 次

最重点事項

【総務部】	
○真の分権型社会の実現に向けた改革の推進について……………	1
○地方交付税総額・地方交付税財源の確実な確保について……………	2
【企画調整部】	
○電源地域の振興施策の確立等について……………	3
○地上デジタル放送への円滑な移行について……………	4
【生活環境部】	
○原子力安全規制体制の確立について……………	5
【保健福祉部】	
○地域医療の確保について……………	6
【商工労働部】	
○新成長戦略の着実な実行と地域の実情に応じた 経済・雇用対策の実施について……………	8
【商工労働部・土木部】	
○地方空港対策について……………	9
【農林水産部】	
○食料・農業・農村政策の推進について……………	10
【土木部】	
○社会資本整備の充実について……………	11
○縦横6本の連携軸を形成する道路ネットワークの整備について……………	12
○重要港湾整備事業の促進について……………	14

重点事項

【総務部】	
○法人事業税における収入金額課税制度の堅持について……………	16
【企画調整部】	
○国立大学法人福島大学の安定的・継続的な運営の確保について……………	17
【生活環境部】	
○消防救急無線のデジタル化等に伴う整備費用の財政支援について……………	18
【生活環境部・企画調整部・農林水産部】	
○地球温暖化対策について……………	19
【保健福祉部】	
○子育て支援対策について……………	20
○難病対策の充実について……………	21
○介護施設等のスプリンクラー設置に対する助成措置の拡充について……………	22
【教育庁】	
○地方分権の趣旨に即した教育の在り方について……………	23
○公立小中学校施設の耐震化の促進及び施設整備について……………	24
○学校教育相談体制の充実について……………	25
○発達障がい等の特別な支援を必要とする幼児児童 生徒に対する支援と理解啓発活動の充実について……………	26
【警察本部】	
○警察官の増員について……………	27

真の分権型社会の実現に向けた改革の推進について

【提案・要望先】内閣府、総務省、財務省

【提案・要望の内容】

1 真の分権型社会の実現

地域主権関連3法案の早期成立を図るとともに、「地域主権戦略大綱」に掲げた国と地方の役割分担や義務付けの見直しなど、真の分権型社会の実現に向けた改革を政治のリーダーシップの下、着実に推進すること。

また、改革に当たっては、「国と地方の協議の場」の活用等により、多様な地方の実情や意向を十分に踏まえ、自主性や主体性を最大限尊重すること。

2 安定的な税財源基盤の確立

地方の安定的な税財源基盤を確立するため、地方が担う事務と責任に応じ、地方税の充実強化を図るとともに、税源偏在のない税体系を構築すること。

また、補助金等の『一括交付金』化については、必要な総額を確保した上で、地方の自由裁量を大幅に拡大したものとするとともに、将来は地方への税源移譲により真の分権型社会に相応しい税財政制度を構築すること。

【提案・要望の背景・理由】

各地域がその特性を生かし、それぞれの自治体が住民とともに自らの責任において地域の在り方を決め、活力ある地域づくりを行えるようにするためには、国と地方の適切な役割分担の下、国から地方への権限・財源の移譲等を進め、分権型社会への転換を図ることが急がれます。

このため、政府は、継続審議となった地域主権関連3法案の早期成立を図るとともに、「地域主権戦略大綱」に掲げた取組みを政治の強力なリーダーシップを発揮しながら着実に実行に移す必要があります。

特に、補助金等の一括交付金化や国の出先機関見直しなど、今後、具体の制度設計を要する改革にあっては、「国と地方の協議の場」等を通じて、多様な地方の実情や意向を十分に踏まえ、自主性や主体性が最大限活かされる仕組みを構築していくことが求められます。

また、本県では、これまでも業務の効率化による職員の削減や歳出の抑制など、不断の行財政改革に懸命に取り組んできましたが、地方交付税の累年にわたる削減に加え、景気後退の影響による県税の大幅な減収が見込まれるとともに、社会保障関係経費をはじめとした義務的経費の増加等により、一段と厳しい行財政運営を余儀なくされており、地方の努力のみをもって県民サービスの維持・向上を図ることは極めて困難な状況にあります。

地方交付税総額・地方交付税財源の確実な確保について

【提案・要望先】総務省、財務省

【提案・要望の内容】

- 1 必要な地方交付税総額の確保
極めて厳しい経済状況の中、相当の増加が見込まれる地方の財源不足に対応した必要な地方交付税総額を確保すること。
- 2 地方交付税財源の確実な確保
地方交付税の原資となる国税収入の減少も見込まれるため、国において適切な措置を講じることにより地方交付税財源を確実に確保すること。

【提案・要望の背景・理由】

地方は、高齢化と人口減少の同時進行や、景気後退の影響が深刻さを増す中で、地域の特性を踏まえた産業振興や雇用の創出を進め、医療や福祉といった住民生活を守る基本的なサービスを提供する重要な役割を果たしております。

しかしながら、深刻な世界経済後退の影響は、本県においても企業業績や個人消費を低迷させ、今年度の県税収入は昨年度に引き続き大幅な減収が見込まれるとともに、財源調整のための基金もほぼ底を突く状況にあります。

そもそも、地方が疲弊した大きな原因は、三位一体の改革により地方交付税が大幅に削減されたことによるものであり、本県においても給与の抑制や職員数の削減など、国を上回る徹底した行財政改革に取り組んでおり、政府による中期財政フレームにおける、国と地方を合わせたプライマリー・バランス黒字化の目標は、地方を更なる疲弊へと追い込むものであることから、国は責任をもって自らのプライマリー・バランスを黒字化する必要があります。

本県の財政も極めて厳しい状況におかれており、本県の努力のみをもって安定的なサービスの提供を行うことは困難ではありますが、特に、平成21年度及び22年度においては地方財政計画により地方交付税が増額されたこともあり、県民サービスの維持や経済・雇用対策に的確に対応したところでもあります。

このように、厳しい財政状況にあっても、住民が安心して生活していくために必要なサービスを安定して提供することができるよう、地方交付税は少なくとも平成22年度と同水準を確保する必要があります。

電源地域の振興施策の確立等について

【提案・要望先】内閣府、総務省、経済産業省、資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

1 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく施策の充実・強化

「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づき、平成16年3月22日、原子力立地会議において決定された「福島県原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画」の着実な推進を図るため、国一般会計における別枠予算を確保するなど実効性のある運用を図るとともに、平成23年3月31日をもって失効する同法の延長について措置すること。

また、延長に当たっては、法に基づく優遇措置を地域の振興に資する事業まで拡大し、当該振興計画へ「観光交流及び文化・スポーツの振興」及び「保健・医療の充実」を追加するなど特別措置制度の拡充を図ること。

2 電源立地地域対策交付金の充実

電源立地地域対策交付金について、使途を自由化し自治体の裁量性をより高めるとともに財政的支援内容を充実させること。

また、平成22年度に一部市町村で交付期間が終了する水力発電施設周辺地域交付金の交付期間を延長し、交付金額の増額など支援策を充実させること。

3 廃炉に伴う措置の充実

原子炉の廃炉は、事業者の経営判断のみで決定されるため、地方自治体の意見が尊重される仕組みを構築し、廃炉後においても地域の自立的な発展がなされるよう制度を整備すること。

【提案・要望の背景・理由】

本県は、これまで地域の振興を図る観点から、安全性の確保と環境の保全を前提に住民の理解や協力を得て電源立地に取り組み、首都圏を中心とする我が国のエネルギーの安定供給と経済発展に大きく貢献してきたところであります。

このような中、平成13年度に「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」が施行され、原子力発電施設等立地地域の振興に向けた環境整備が一步進みましたが、電源地域の総合的かつ将来にわたる振興を図るためには、より一層の電源地域の振興施策・制度の確立が急務となっており、とりわけ、本県では原子炉の高経年化も進み、廃炉を見据えながら地域振興方策を検討していく必要があります。

地上デジタル放送への円滑な移行について

【提案・要望先】 総務省

【提案・要望の内容】

地上デジタル放送への全面移行の確実な実現に向けて、国の辺地共聴施設整備事業をさらに拡充するなど、視聴者の受信環境整備に伴う負担軽減のための方策を一層進め、すべての県民が地上デジタル放送の視聴が可能となるよう必要なあらゆる対策を講じること。

【提案・要望の背景・理由】

当県においては、平成22年度末までに親局も含め63の中継局が整備される予定ですが、これによってもなお、地上デジタル放送の予想世帯カバー率は94%にとどまっているほか、地上デジタル放送によって新たに視聴できなくなる「新たな難視聴地区」も、本年1月末現在で161地区、3,538世帯に上り、その数は今後も増加する見込みであります。

地上波テレビ放送は、生活情報や災害情報など地域に密着した情報を得るために欠かせない最も身近な情報媒体であり、特に本県は全国3位の広大な県土を有するため、本年度より、市町村が独自に行う難視聴地区解消のための取組に対する支援制度を創設し、地上デジタル放送への移行に向け積極的に取り組んでいるところであります。しかしながら、依然として難視聴地区への対策に要する県民負担が大きな問題となっているところであり、国の責任において必要なあらゆる対策を講じ、万全を期するよう求めるものであります。

原子力安全規制体制の確立について

【提案・要望先】 内閣府、経済産業省

【提案・要望の内容】

原子力発電の安全規制を行う立場にある原子力安全・保安院を原子力発電を推進する経済産業省から分離するなど、客観性と信頼性を高めた安全規制体制を確立すること。

【提案・要望の背景・理由】

全国有数の原発立地県である本県においては、県民の安全・安心がしっかり確保されることが、何より重要であります。

原子力発電所の安全確保については、事業者はもとより、法令等に基づき、原子力発電所の安全規制を一元的に担う国が責任を持って対応し、説明責任を果たしていく必要があります。

原子力発電所におけるデータ改ざんや重大なトラブルの隠ぺい問題、さらには新潟県中越沖地震による耐震安全性の問題等が発生し、原子力発電に対する信頼が大きく揺らいだことから、立地地域を始め国民の信頼が得られるよう、原子力発電の安全規制を行う立場にある原子力安全・保安院を原子力発電を推進する経済産業省から分離するなど、客観性と信頼性を高めた安全規制体制の確立を図る必要があります。

地域医療の確保について

【提案・要望先】厚生労働省

【提案・要望の内容】

県民が安心して生活できるよう、次の対策をはじめ、全国的に適切な医師配置に係る調整など、さらに実効性のある地域医療確保対策を講じること。

- 1 都道府県が取り組む地域医療確保対策に対する支援の充実
本県において独自に取り組んでいる医師確保対策やへき地医療対策等の地域医療確保対策に対し、より一層充実した支援を行うこと。
- 2 医師不足地域の実情を踏まえた臨床研修制度の見直し
研修医の都市部への集中の是正を行うなど、医師不足地域や医師不足診療科に配慮した制度の更なる見直しを行うこと。
- 3 医師不足診療科の偏在解消と病院勤務医の負担軽減
医師に対する手当の増額（国庫補助率の嵩上げも含む）や支給対象診療科の拡大を図るなど、医師偏在の解消に向けた対策を講じること。
また、病院勤務医の離職を防止するため、診療所医師の病院に対する診療協力への支援対象を救急医療以外にも拡大するなど、病院勤務医の負担軽減を図ること。

【提案・要望の背景・理由】

本県の医療施設に従事する医師数は人口10万人当たり183.2人で全国37位であり、全国平均(212.9人)に達するまでには約600人不足しています。

本県では医師の絶対数が足りず、特にへき地や過疎地域では医師不足が深刻化しており、地域医療は危機的な状況にあります。

こうしたことを踏まえ、本県においては県立病院の改革に取り組むとともに、県立医科大学医学部の入学定員の増加、医学部学生や特定診療科医師を対象とする修学資金や研究資金の貸与、公的病院等への医師派遣など各種の医師確保対策に加え、へき地医療対策や地域医療再生計画に基づく施策を実施しているところですが、こうした地域の実情に応じた取組みに対し、国の更なる積極的な支援が必要であります。

また、平成16年の臨床研修制度導入の影響により研修医が地方から大都市圏へ流出するなど、大学病院や地域の中核病院において医師不足が一層深刻化しています。

さらに、医師の診療科偏在が一層顕著になっており、特に産科・小児科などの特定診療科における医師不足は深刻で、診療体制の維持が困難となる病院も出てきています。

地域医療の確保は本県の喫緊の課題であり、とりわけ医師確保が最大の課題であるため、地域医療を担う医師の確保を進めていますが、全体的に医師が少ない中では限界があります。

医療施設従事医師数(人口10万人対)

(H20.12.31)

順位	都道府県	人口10万人対 医療施設従事 医師数(人)	都道府県 人口(千人) (H20.10.1)	医療施設従事 医師数(人)	H18 順位
1	京 都	279.2	2,629	7,340	1
2	徳 島	277.6	794	2,204	2
3	東 京	277.4	12,838	35,616	3
4	高 知	271.7	773	2,100	4
5	福 岡	268.2	5,054	13,557	5
6	鳥 取	266.4	595	1,585	6
7	長 崎	264.3	1,440	3,806	7
8	岡 山	259.1	1,948	5,048	8
9	和 歌 山	257.0	1,012	2,601	10
10	島 根	248.4	725	1,801	9
11	香 川	246.3	1,003	2,470	13
12	熊 本	244.4	1,821	4,450	11
13	石 川	243.5	1,168	2,844	12
14	大 阪	243.3	8,806	21,422	14
15	佐 賀	239.6	856	2,051	16
16	大 分	236.6	1,200	2,839	15
17	愛 媛	234.3	1,444	3,384	18
18	山 口	231.9	1,463	3,392	17
19	広 島	227.4	2,869	6,524	19
20	鹿 児 島	225.7	1,717	3,876	20
21	富 山	223.6	1,101	2,462	21
22	沖 縄	218.5	1,376	3,007	23
23	宮 崎	217.4	1,136	2,470	22
24	福 井	216.5	812	1,758	25
25	北 海 道	213.7	5,535	11,830	24
26	兵 庫	209.2	5,586	11,688	26
27	奈 良	207.1	1,404	2,907	27
28	宮 城	204.6	2,340	4,787	29
29	山 梨	203.7	871	1,774	31
30	栃 木	200.5	2,011	4,033	30
31	群 馬	200.1	2,012	4,026	28
32	秋 田	196.8	1,108	2,180	34
33	長 野	196.4	2,171	4,264	33
34	滋 賀	196.0	1,402	2,748	32
35	山 形	195.5	1,188	2,322	35
36	愛 知	183.4	7,403	13,574	36
37	福 島	183.2	2,052	3,760	38
38	三 重	182.5	1,875	3,422	37
39	神 奈 川	181.3	8,917	16,168	41
40	岩 手	178.3	1,352	2,410	39
41	岐 阜	177.8	2,100	3,734	40
42	静 岡	176.4	3,800	6,702	44
43	青 森	174.4	1,392	2,428	43
44	新 潟	174.4	2,391	4,169	42
45	千 葉	161.0	6,122	9,855	45
46	茨 城	153.7	2,964	4,555	46
47	埼 玉	139.9	7,113	9,954	47
	全 国	212.9	127,692	271,897	

医療施設従事医師数(面積100Km対)

(H20.12.31)

順位	都道府県	面積100Km対 医療施設従事 医師数(人)	都道府県 面積(Km ²) (H20.10.1)	H18 順位
1	東 京	1,693.6	2,102.95	1
2	大 阪	1,128.8	1,897.85	2
3	神 奈 川	669.2	2,415.84	3
4	福 岡	279.8	4,844.87	4
5	愛 知	265.3	5,115.65	5
6	埼 玉	264.2	3,767.09	6
7	千 葉	193.9	5,081.91	7
8	京 都	159.1	4,613.01	8
9	兵 庫	139.2	8,395.84	9
10	香 川	132.6	1,862.28	10
11	沖 縄	132.1	2,275.91	11
12	富 山	120.3	2,045.73	12
13	長 崎	92.7	4,104.48	13
14	静 岡	91.4	7,329.39	14
15	佐 賀	84.1	2,439.60	15
16	奈 良	78.8	3,691.09	16
17	広 島	76.9	8,479.05	17
18	茨 城	74.7	6,095.69	18
19	滋 賀	73.0	3,766.90	20
20	岡 山	72.0	7,009.58	19
21	宮 城	69.8	6,862.10	22
22	石 川	67.9	4,185.54	23
23	群 馬	63.3	6,363.16	24
24	栃 木	62.9	6,408.28	25
25	熊 本	62.9	7,076.73	21
26	愛 媛	59.6	5,677.73	27
27	三 重	59.4	5,761.47	26
28	大 分	55.7	5,099.39	29
29	山 口	55.5	6,113.81	28
30	和 歌 山	55.0	4,726.29	30
31	徳 島	53.2	4,146.55	31
32	鳥 取	45.2	3,507.26	32
33	鹿 児 島	42.9	9,044.34	33
34	山 梨	42.2	4,201.17	34
35	福 井	42.0	4,189.54	35
36	新 潟	40.2	10,363.39	36
37	宮 崎	38.9	6,346.16	37
38	岐 阜	38.2	9,768.20	38
39	山 形	34.9	6,652.11	39
40	長 野	32.5	13,104.95	40
41	高 知	29.6	7,105.13	41
42	福 島	27.3	13,782.75	44
43	青 森	27.2	8,918.51	43
44	島 根	26.8	6,707.86	42
45	秋 田	19.1	11,434.28	45
46	岩 手	15.8	15,278.86	46
47	北 海 道	14.2	83,456.58	47
	全 国	71.9	377,943.57	

「平成20年医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

「平成20年10月1日現在推計人口」(総務省統計局)

「平成20年全国都道府県市区町村別面積調」(国土交通省国土地理院)

新成長戦略の着実な実行と地域の実情に応じた 経済・雇用対策の実施について

【提案・要望先】 内閣府、厚生労働省、経済産業省

【提案・要望の内容】

- 1 依然として厳しい状況にある地域経済を好転させ、地方と都市部が共に持続的発展を実現できるよう、「新成長戦略」に基づく施策を早期かつ着実に実行すること。
また、施策の推進に当たっては、地域が創意工夫によって事業実施できるよう、柔軟な制度設計とすること。
- 2 厳しい経済・雇用情勢を踏まえた対策を充実・強化すること。また、地域の実情に応じた対策を講じることができるよう、改善等を図ること。
 - (1) 引き続き厳しい就職環境が予想される新規高卒予定者に対する就職支援対策を充実・強化すること。
 - (2) 「ふるさと雇用再生特別交付金」、「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」については、地方の裁量により主体的かつ弾力的な取り組みができるよう、要件の緩和等、制度の更なる見直しを図るとともに、交付金の更なる増額を行うこと。
 - (3) 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金については、雇用情勢が特に厳しい地域に対し、支給日数や助成率の要件緩和により、更なる制度の拡充を図ること。
 - (4) 今般の景気悪化の影響を特に大きく受けている地域に対して、企業立地促進法に基づく支援制度要件の緩和等の抜本的な対策を講じること。

【提案・要望の背景・理由】

平成20年秋の米国の金融危機を発端とした世界的な景気悪化は、自動車や家電等、輸出関連産業の割合が高い本県経済にも大きな影響を及ぼしました。本県においては、特定の産業が特定の地域に集積しており、地域全体の活力の低下が懸念されています。

県としては、昨年策定した緊急経済・雇用対策プログラムに基づき、国、市町村、関係団体と緊密に連携しながら対策を講じているところではありますが、雇用においては有効求人倍率が低水準で推移しており、特に新規高卒者の就職内定率については、93.5%（平成22年3月末現在福島労働局調べ）と前年同期2.5ポイントの減となるなど、非常に厳しい状況にあります。また、来春の新規高卒予定者の就職環境についても、県内への就職を希望する生徒約5,000人に対し、県内事業所からの求人数は、6月末現在で846人と大幅に不足している状況にあり、今春以上に厳しくなるおそれがあります。

地方空港対策について

【提案・要望先】国土交通省

【提案・要望の内容】

- 1 空港整備勘定について、地方自治体が利用促進等に活用できるような見直しを図ること。
- 2 航空機燃料税の減免及び地方自治体への予算措置を講じること。
- 3 地方路線を守るため、国は、航空会社に対して運航費の補助を行うなどの措置を講じること。
- 4 各航空会社が路線の減便や廃止を行う場合には、国への届出前に国を交えて空港の設置管理者等と協議する制度を設けること。
- 5 国と地方が地方空港の路線維持対策に関して意見交換を行う場を設けること。
- 6 福島空港に航空管制官を配置すること。

【提案・要望の背景・理由】

世界的な景気低迷の影響により、航空需要が伸び悩み、各航空会社の経営状況は厳しさを増していることから、今後も地方路線の減便、廃止が進み、地方空港の存続が危ぶまれる状況となっております。

昨年1月の日本航空撤退以後、本県では、観光産業を始め、修学旅行、地域間交流など、様々な分野において大きな影響が出ております。

福島空港は、本県の更なる発展を図るため不可欠なインフラで、地域経済を担う公共交通として定着しており、地方路線を守るための早急な施策が必要です。

また、福島空港は、国内線2路線、国際線2路線の定期便があり、最大で1日当たり18便が発着し、平成20年5月に民間事業者が福島空港を基地として航空機操縦訓練事業を開始しております。このような状況の中、現在、航空管制運航情報官による情報提供の下、離着陸が行われておりますが、航空管制官により、更なる航空交通の効率化と利用者や地域住民に対するより一層の安全・安心の確保を図る必要があります。

食料・農業・農村政策の推進について

【提案・要望先】 外務省、農林水産省、経済産業省

【提案・要望の内容】

1 今後の農政の展開について

新たな「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、農業者等が将来に夢と希望をもって営農に取り組めるよう着実な政策の実現を図ること。

特に、戸別所得補償制度の構築に当たっては、「戸別所得補償モデル対策」の実施状況を十分検証し、地域の実情を踏まえた農業経営の安定につながる制度とすること。

また、6次産業化、農商工連携に対する支援の充実・強化や国産農産物の消費拡大など食料自給率を向上させる国民運動をより一層推進すること。

2 農業農村整備事業の計画的な推進について

農業担い手の育成・確保と一体的なほ場整備の実施など農業生産力の強化や農村環境の保全等が図られるよう、農業農村整備事業の計画的な実施に必要な予算を確保すること。

3 WTO農業交渉及び日豪EPA交渉について

WTO農業交渉については、重要品目の数を十分確保するとともに、上限関税の設定や関税割当枠の著しい拡大を認めないなど、国内農業が持続的に発展できる適切な国境措置を確保すること。

また、日豪EPA交渉においては、米、牛肉、乳製品など重要品目を関税撤廃の対象から除外するなど適切に対応すること。

【提案・要望の背景・理由】

農林水産業は、食料の生産はもとより、地域における雇用確保や定住促進等の重要な役割を担う、正に県民生活を支える基幹産業であります。

こうした中、国においては、「食」と「地域」の再生を図る新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、「戸別所得補償制度」や「農業・農村の6次産業化」等を推進することとしておりますが、農業者が将来にわたり意欲を持って取り組んでいくためには、再生産可能で他産業並みの所得の確保が不可欠であります。

また、基本計画の目標である食料自給率向上のためには、「安全」、「安心」など消費者ニーズに応じた農産物の生産はもとより、国民1人ひとりが国産農産物、さらには国内農業・農村に対する理解を深め、共に支え合う関係を構築することが重要であります。

一方、農業担い手の減少や高齢化が進行する中、農業の持続的発展のためには、担い手の育成・確保と一体的なほ場整備の実施など農業生産力のさらなる強化やため池、集落排水施設の整備など農村環境の保全等を計画的に推進していく必要があります。

さらに、現在交渉が進められているWTO農業交渉や日豪EPA交渉の結果によっては、本県農業及び地域経済にも甚大な影響を及ぼし、農業・農村が維持・発展できなくなるものと、強い危機感を持っております。

社会資本整備の充実について

【提案・要望先】国土交通省

【提案・要望の内容】

- 1 平成23年度以降の社会資本整備予算総額の確保について
県民の安全と安心を守り、将来に夢と希望を持つことができる、元気で活力のある豊かなふくしまをつくるため、社会資本整備に係る平成23年度以降の予算総額を確保すること。
- 2 社会資本整備総合交付金の更なる改善について
一括交付金が検討されている状況の中、現在の社会資本整備総合交付金においては、自治体への配分方法の明確化及びより活用しやすい制度に改善すること。

【提案・要望の背景・理由】

- 1 地方における社会資本は未だ整備が遅れており、地方の元気のためには、その推進が必要です。昨年度策定した福島県総合計画「いきいきふくしま創造プラン」の実現には、社会資本の整備・管理が重要であります。このため、平成23年度以降の社会資本整備予算総額の確保が必要です。
- 2 社会資本整備総合交付金の予算配分については、予算配分の考え方を明確にすることが必要です。また、予算の流用可能範囲の拡大や、これまで整備してきた多くの社会資本ストックが更新時期を迎えることから、整備・管理を問わず、地方の実状に応じた柔軟な活用ができるよう、更に自由度を高めるための制度改善が必要です。

縦横 6 本の連携軸を形成する道路ネットワークの整備について**【提案・要望先】** 国土交通省**【提案・要望の内容】**

連携軸として必要不可欠である高速自動車国道の整備については、国土開発幹線自動車道建設法に定められた予定路線である11,520kmをこれまでの整備の進捗を確保しながら国の責任において着実に推進すること。

また、6本の連携軸を担う下記の道路についても着実に整備促進を図ること。

(1) 浜通り軸

常磐自動車道（常磐富岡～山元間）の整備促進

(2) 北部軸

①東北中央自動車道（福島～米沢間）の整備促進

②一般国道115号（阿武隈東道路）の整備促進

③一般国道115号（霊山道路）の整備促進

(3) 横断道軸

東北横断自動車道いわき新潟線（会津若松～新潟中央間）の4車線化整備の早期着手

(4) 会津軸

①地域高規格道路である会津縦貫北道路（一般国道121号）の整備促進

②地域高規格道路である会津縦貫南道路（一般国道118号及び一般国道121号）の整備促進

(5) 南部軸

一般国道289号（八十里越）の整備促進

【提案・要望の背景・理由】

本県は、企業誘致や定住・二地域居住の推進、観光振興など地域の活性化、福祉関係や地域医療への支援、中山間地域の振興などに積極的に取り組んでおり、地域が相互の連携を強化し、それぞれの特性を生かしながら地域づくりを進めています。

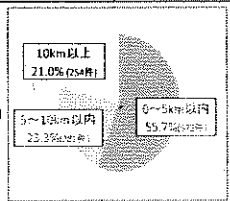
これらの地域が活力に満ちた持続可能な発展を遂げていくためには、広域的な連携・交流の促進に資する6本の連携軸を形成する規格の高い道路（高速自動車国道等の自動車専用道路）等の整備を積極的に推進する必要があります。

縦横6本の連携軸の整備に伴う事業効果

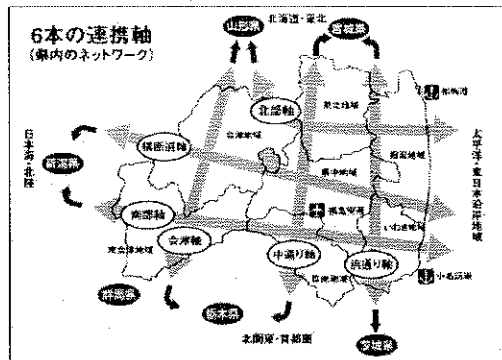
①②③④

新規企業立地の約8割が
高速道路のICから10km以内に立地

(資料)経済産業省
「工業立地動向調査」(平成20年)
(注)対象:平成20年1~12月に
新規立地した工場



常磐自動車道、東北中央自動車道の整備により、沿線の工業団地(相馬中核工業団地等)への新規企業立地等が期待



② 東北中央自動車道(福島米沢間) 整備促進要望区間 L=28km
④ 一般国道115号(雲山道路) 整備促進要望区間 L=12km
③ 一般国道115号(阿武隈東道路) 整備促進要望区間 L=11km

⑥ 会津縦貫北道路 整備促進要望区間 L=10km
※ 塩川IC~藤川北IC H21.10.14開通(3.2km)

⑧ 一般国道289号(八十里越) 整備促進要望区間

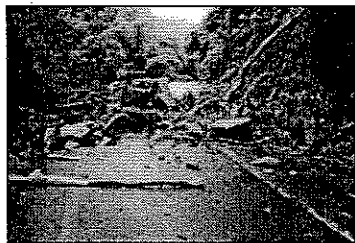
⑤ 東北横断自動車道いわき新潟線 4車線化 整備促進要望区間 L=96km

① 常磐自動車道整備促進要望区間 L=70km



高速自動車国道		地域高規格道路	
凡	供用区間 (東日本高速道路)	整備計画区間 (東日本高速道路)	計画路線
	基本計画区間	整備計画区間 (新設区間)	整備区間
例	インターチェンジ	ジャンクション	国土開発幹線自動車道に並行する自動車専用道路
	スマートインターチェンジ		事業中区間
			供用区間(福島県)
			整備区間(福島県)

③、④ 現道の被災箇所状況 (国道115号相馬市山上地内)



阿武隈東道路、雲山道路の整備により、事故軽減、災害時の迂回解消、物流ルートの拡大や物流効率化等が期待

⑤ 交通事故発生状況 (東北横断自動車道 上り 阿賀町地内)



東北横断自動車道いわき新潟線 4車線化で、物流効率化、代替強化、交通安全の確保等が期待

①、⑦ 高速交通体系の「空白地帯」 (南会津・相双地域)



会津縦貫南道路・常磐自動車道の整備により、高速交通体系の「空白地帯」の解消が期待

重要港湾整備事業の促進について

【提案・要望先】 国土交通省

【提案・要望の内容】

鉦産品等のバルク貨物需要の増大に対応する港湾施設の基盤強化や大規模災害時の防災拠点としての機能確保を図るため、重要港湾小名浜港、相馬港の港湾整備事業を着実に促進すること。

- 1 小名浜港の「国際バルク戦略港湾」の選定及び重点的かつ計画的な整備促進
- 2 相馬港の重点的かつ計画的な整備促進

【提案・要望の背景・理由】

- 1 小名浜港は、本県の海の玄関口として、鉦産品などのバルク貨物を主とする工業原材料の輸入港のみならず、外貿コンテナ定期航路の就航などにより、県内全域をはじめ南東北地域の産業活動を支援する物流拠点として重要な役割を果たしております。

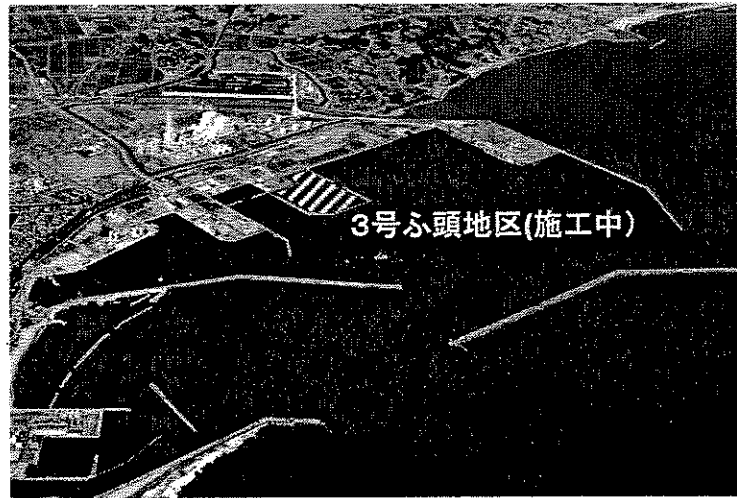
特に首都圏に電力を供給している背後の火力発電所等の燃料となるバルク貨物の受入港として、国内産業の発展に寄与してきたところです。

今後も東京電力(株)広野火力発電所6号機の増設が計画されており、貨物取扱量の増加が予想されることから、「国際バルク戦略港湾」の選定及び重点的かつ計画的な整備が必要です。

- 2 相馬港は、本県北部、山形、宮城両県の南部を包含した広域経済圏の海の玄関口として、また、背後地の相馬地域の物流拠点として重要な役割を担っております。

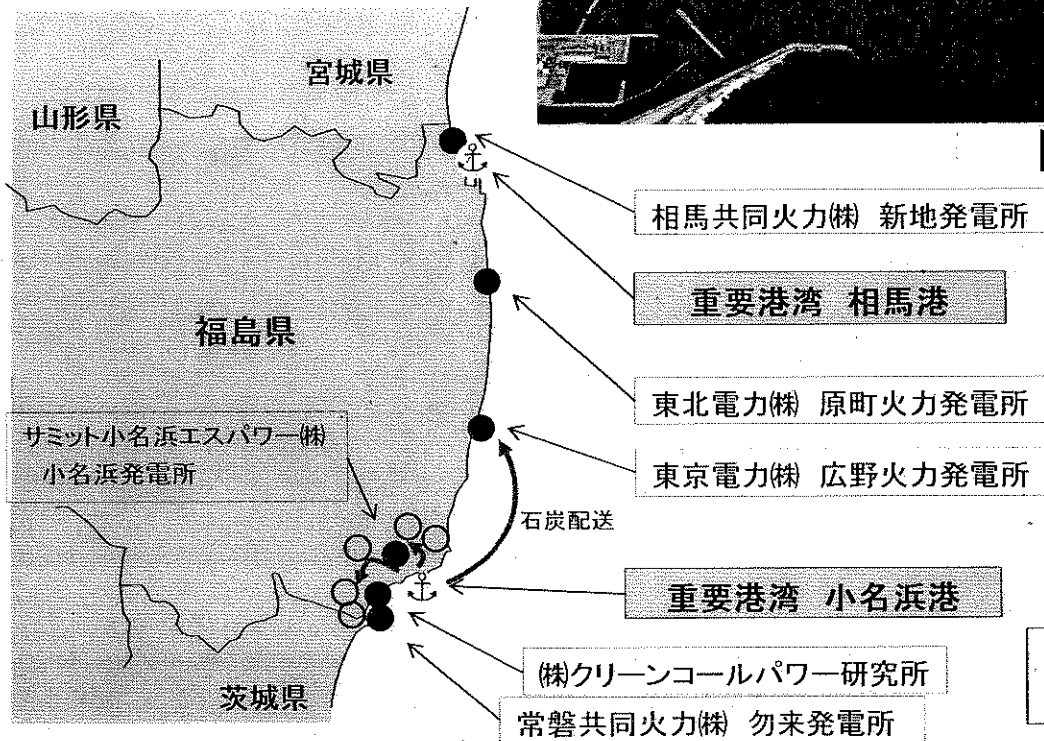
平成21年度にはコンテナ定期航路が開設され、今後も貨物量の増加が見込まれていることから、港湾機能の強化、充実が求められており、重点的かつ計画的な整備が必要です。

重要港湾相馬港
小名浜港の位置と
石炭利用企業の立地状況

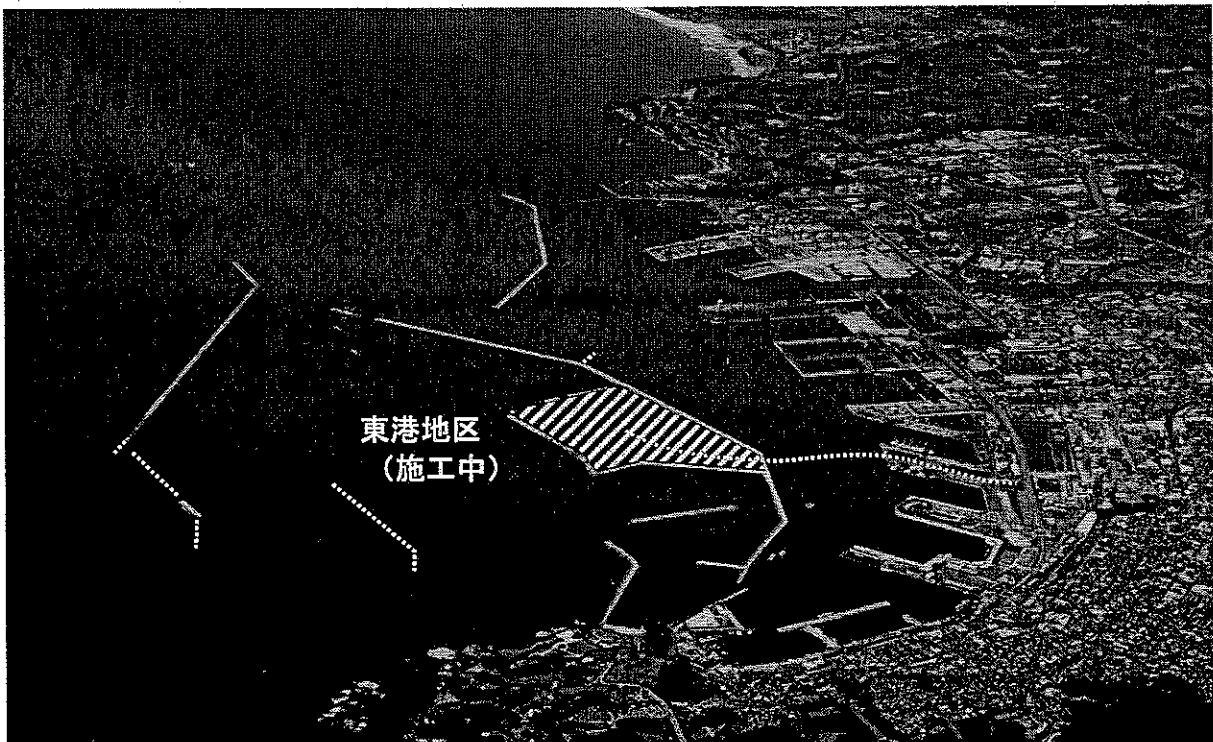


3号ふ頭地区(施工中)

相馬港



凡例
●: 火力発電所
○: 石炭利用企業



東港地区
(施工中)

小名浜港

法人事業税における収入金額課税制度の堅持について

【提案・要望先】 総務省

【提案・要望の内容】

地方分権時代に相応しい地方税財政基盤を確立し、自主・自立的な行財政運営を図るためには、県税収入の安定化が不可欠であることから、法人事業税における電気供給業等に対する現行の収入金額課税制度を堅持すること。

【提案・要望の背景・理由】

法人事業税につきましては、平成16年度から資本金1億円超の法人に対して外形標準課税が導入されましたが、これを契機として業界団体から収入金額を課税標準としている電気供給業、ガス供給業の法人事業税について、現行の収入金額課税方式に外形標準課税を組み入れる内容の要望が行われるとともに、政府税制調査会が平成21年12月22日に決定した「平成22年度税制改正大綱」においても、引き続き検討事項に位置付けられ予断を許さない状況となっております。

地方財政は、税収動向が依然として厳しい状況にあるなど、極めて厳しい財政運営を余儀なくされておりますが、こうした中での電力販売の自由化を理由とした課税方式の見直しは、本県にとって大幅な税収減をもたらすなど、国民生活を支える電源立地地域に対して一方的に負担を転嫁するものです。

また、電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、事業の公益性や事業規模に見合った課税方式であって、長年にわたり受益に応じた負担を求める外形課税として定着しており、改めて付加価値割、資本割を導入する理由は全く見当たりません。

国立大学法人福島大学の安定的・継続的な運営の確保について

【提案・要望先】 文部科学省

【提案・要望の内容】

我が国の発展のために果たしている地方の国立大学の役割や、本県において福島大学が果たしている役割、機能の重要性を踏まえ、福島大学が今後とも安定的・継続的に運営され地域貢献ができるよう、大学運営の基盤である運営費交付金の確保に十分配慮すること。

【提案・要望の背景・理由】

地方の国立大学は高度な人材育成の中核としての役割を果たすとともに、地域に密着して都道府県や市町村、地域団体とともに活動し、産業振興や地域活性化などに大きく貢献しております。

運営費交付金の大幅な削減は、地方の国立大学にとって死活問題であり、授業料の値上げや学類の縮小など、将来を担う若者への影響も懸念されます。

このため、財政的基盤である運営費交付金を十分に確保することなどにより、福島大学が安定的・継続的に運営できるよう十分に配慮する必要があります。

消防救急無線のデジタル化等に伴う整備費用の財政支援について

【提案・要望先】 総務省、消防庁

【提案・要望の内容】

- 1 国庫補助金（消防防災施設等整備費補助金）の消防救急デジタル無線設備整備事業や高機能消防指令センター総合整備事業に対する予算枠の拡大や補助率の嵩上げなど十分な財政措置を講じること。
- 2 地方債（防災対策事業債）の対象事業となる消防救急デジタル無線設備整備事業や高機能消防指令センター総合整備事業の充当率及び交付税算入率を引き上げること。

【提案・要望の背景・理由】

消防救急無線については、国が電波法第26条に基づき公示した周波数割当計画により平成28年5月末までにアナログ方式からデジタル方式へ移行する必要があります。

このため、市町村においては、無線機器の全面更新や基地局等の整備に多額の費用を負担することとなりますが、市町村財政が厳しい中、各市町村負担の大幅な軽減を図らなければ、住民の安全安心を支える消防救急無線のデジタル方式への円滑な移行が難しい状況にあります。

地球温暖化対策について

【提案・要望先】農林水産省、林野庁、経済産業省、資源エネルギー庁
環境省

【提案・要望の内容】

喫緊の課題である温室効果ガスの削減に向け、地方公共団体が国とともに効果的に地球温暖化対策に取り組むことが出来るよう、次の対策をはじめとする実効ある施策を講じること。

- 1 国内排出量取引制度の創設に当たっては、地方の森林の二酸化炭素吸収源の機能等が積極的に活用される仕組みとすること。
- 2 二酸化炭素吸収源として極めて重要な役割を担う森林については、多様な主体が積極的に取り組めるよう、森林の保全・整備に対する支援措置の充実を図ること。
- 3 地域の資源を活用した多様なエネルギー源が新エネルギーとして有効に活用されるよう、普及促進のための更なる措置を講じること。
- 4 自主行動計画に基づいた産業界の取組みについて引き続き確実なフォローアップを行うとともに、企業の温室効果ガスの排出状況等に関する情報を関係地方公共団体に積極的に提供すること。
- 5 温暖化防止活動を牽引する都道府県地球温暖化防止活動促進センターの運営基盤の安定が図られるよう、必要な財源措置を講じること。

【提案・要望の背景・理由】

地球温暖化対策については、2020年までに1990年度比25%削減の目標が示されたものの、根拠となる法律が未整備となっております。環境省においては、国内排出量取引制度の創設や環境税等のグリーン税制による税制改革を基本施策として掲げた地球温暖化対策基本法案を再度国会に提出する見込みです。

本県においては、地球にやさしい”ふくしま”県民会議の設置など、環境保全活動を県民総参加の運動として展開しているほか、国土保全や二酸化炭素の吸収源対策として有効な森林整備についても、独自の森林環境税を活用して積極的に取り組んでいるところです。

つきましては、地方公共団体が実効性の高い地球温暖化対策を効果的に推進するための所要の措置を講じる必要があります。

子育て支援対策について

【提案・要望先】厚生労働省

【提案・要望の内容】

- 1 経済的支援の充実等
 - (1) 平成22年度までとなっている妊婦健康診査に係る財源措置を恒久的な制度として継続を図ること。
 - (2) 子どもの医療費については、医療保険制度における給付割合や対象年齢の更なる拡充を行うとともに、自己負担について助成する制度を創設すること。
 - (3) 特定不妊治療に医療保険制度を適用すること。
 - (4) 子ども手当については、その全額を国費で負担し、地方に負担を求めない制度とすること。
 - (5) ひとり親家庭等の自立支援を一層強化するため、児童扶養手当制度の更なる充実を図ること。
- 2 保育施設等整備に対する支援の充実
保育所や認定こども園等の整備について、補助制度を手厚くするとともに、地方の財政負担の軽減を図ること。
- 3 子育て支援策の充実等
保育対策等促進事業、放課後子どもプラン推進事業等、地域の子育て支援策を一層進めるため、補助要件の弾力化と地方の財政負担の軽減を図るとともに、地方の創意工夫による独自の子育て支援策に対する助成を継続すること。

【提案・要望の背景・理由】

- 1 景気低迷が長期化する中、安心して子どもを産み育てるためには、妊娠・出産に至る医療体制の整備と充実を図るとともに、妊婦健康診査に係る財源措置の恒久化など、妊娠から子育てに係る保護者への経済的支援が必要です。
また、平成22年度分の子ども手当は、暫定的な措置として、児童手当に係る県と市町村の地方負担が継続されますが、全国一律に実施される給付については、地方に工夫の余地がないため、国が全額を負担し、実施すべきです。
- 2 待機児童数は今後も増加傾向で推移すると予想されます。
- 3 「安心こども基金」事業のうち地域子育て創生事業については、地方の創意工夫による地域の実情に応じた子育て支援策であり、本県の子育て環境の整備に重要な役割を果たしているため、国は助成を継続する必要があります。

難病対策の充実について

【提案・要望先】厚生労働省

【提案・要望の内容】

難病対策の充実

- (1) 特定疾患治療研究事業を補助事業ではなく、法制度化し、制度の安定を図ること。
- (2) 特定疾患治療研究事業の都道府県超過負担を早急に解消すること。
- (3) 制度改正によって生じている新たな事務経費についても国庫補助の対象とすること。

【提案・要望の背景・理由】

難病対策は、国において全国的な制度として実施されるべきものであり、予算規模も膨大である事業でありながら、法的根拠がないため形式的には都道府県が実施主体の任意の制度となっています。

また、特定疾患治療研究事業の対象疾患の中には原則を逸脱した疾病も含まれており対象以外の患者に不公平感を生み出しています。

特定疾患治療研究事業の国庫補助率は、要綱で2分の1となっていますが、国にあっては、対象経費の全額の予算措置がなされず、不足額を都道府県で負担している状況にあり、本県の超過負担額は、平成20年度で、2億8千万円、総事業費に占める国庫補助率は29.5%、平成21年度は、超過負担額が約3億7千万円、国庫補助率は24.2%となっており、本県財政を年々、圧迫している状況にあります。

平成21年度には、高額療養費の細分化という制度改正がされましたが、これにより高額療養費所得区分の確認等の新たな事務が増えるとともに、これに要する経費も増大していますが、この経費は国庫補助の対象とされておりません。

特定疾患治療研究事業では、対象患者数や医療費が増加しており、さらに、平成21年度に対象疾患が11追加されたことにより、事業費がますます、増加の一途をたどると推測され、県の財政負担も増加することが懸念されます。

介護施設等のスプリンクラー設置に対する助成措置の 拡充について

【提案・要望先】厚生労働省

【提案・要望の内容】

介護施設等のスプリンクラー設置を促進するため、基準面積未満の認知症高齢者グループホームに係る国の対処方針を速やかに実施に移すとともに、国の地域介護・福祉空間整備等交付金（市町村交付金）及び介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の交付対象範囲を拡大するなど、次の施設のスプリンクラー設置に係る助成措置を講ずること。

- (1) 消防法施行令による設置義務づけのない基準面積未満又は入居者要件以外の小規模多機能型居宅介護事業所、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等の介護施設等
- (2) 消防法施行令による設置義務づけのある介護老人保健施設、養護老人ホーム等の介護施設等であって、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の交付対象となっていない地方公共団体が設置するもの

【提案・要望の背景・理由】

平成18年に発生した長崎県内所在の認知症高齢者グループホームでの火災死亡事故を契機に、防火安全対策の観点から消防法上の規制が強化され、一定の面積を有する施設にはスプリンクラー設置が義務づけられました。その後、当県内所在の小規模多機能型居宅介護事業所や群馬県内所在の未届有料老人ホーム、札幌市内所在の認知症高齢者グループホームで火災死亡事故が相次いで発生しましたが、ともにスプリンクラー設置が義務づけられていない施設での事故でした。

今年6月に、基準面積未満の認知症高齢者グループホームについてスプリンクラー設置支援等の対処方針が国から示されたところですが、同じ高齢者の生活の場でありながら、基準面積未満の施設、入居者要件に該当しない施設及び地方公共団体が設置する施設については、国の市町村交付金又は介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の交付対象となっていないのが現状です。

地方分権の趣旨に即した教育の在り方について

【提案・要望先】 文部科学省

【提案・要望の内容】

- 1 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の地方分権の趣旨を尊重した運用
地方への関与を強化することなく同法を地方分権の趣旨を十分尊重して運用すること。
- 2 分権型の教育の仕組みづくり
学校週5日制に関して公立学校にも私立学校と同様の裁量権を認めるなど、児童生徒、学校及び地域の実情に応じ、創意工夫に基づく教育が可能となる制度に改めること。
- 3 役割分担に基づいた、国庫委託事業の安定的な実施
新たな事業の構築及び既存事業の枠組みの変更に当たっては、安定的な事業実施を前提とし、補助事業となった場合でも地方財政措置を講ずるなど、地方の財政負担が増すことのないようにすること。さらに、予算編成の時期を踏まえ、速やかに情報提供すること。

【提案・要望の背景・理由】

- 1 教育における国の役割はナショナルミニマムとしての教育を制度保障すること、及び教育に関するビジョンを定めることにあり、地方の役割は、ナショナルミニマムを実現した上で、地域の実情に応じてより充実した教育を実施することです。
しかしながら、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、文部科学大臣の教育委員会に対する是正の指示に関する規定が盛り込まれ国の地方への関与が強化されました。
本来、地域が当事者意識と責任を持って教育に取り組むことができるよう、地方の裁量権の拡大も含め、分権型の教育を推進する仕組みを作ることが不可欠です。
- 2 大都市圏とは異なり、公立学校が進路対策指導の大半を担う当県では、公立学校における土曜日の活用も含めて進路対策指導を行う必要がありますが、学校教育法施行規則による学校週5日制が適用されており、私立学校と公平な状況とはなっておりません。
- 3 平成20年度に創設された委託事業が平成21年度から補助事業に切り換えられたことから、地方財政負担が増し、計画の一部を廃止又は縮小せざるを得ませんでした。
また、既存事業が整理・統合され、平成22年度から県への委託事業となりましたが、国からの情報提供が平成22年1月下旬であったため、本県の平成22年度当初予算編成に間に合わず、4月当初からの事業推進ができないことから、事業目的を十分達成できない恐れがあります。

公立小中学校施設の耐震化の促進及び施設整備について

【提案・要望先】文部科学省

【提案・要望の内容】

公立小中学校施設の耐震化が喫緊の課題となっていることから、引き続き地震防災対策特別措置法に基づく耐震化対策を積極的に推進するとともに、市町村の耐震化の取組みを支援するため、国庫補助率の2/3への嵩上げ措置の延長や、I s値0.3以上の建物への嵩上げ措置の拡大のほか、地方財政措置の拡充を図ること。

また、公立小中学校における教育の機会均等や快適でうるおいのある教育環境の確保等に適切に対応するため、「安全・安心な学校づくり交付金」等の公立学校施設整備予算について、地方の要望に応える財源を確保すること。

【提案・要望の背景・理由】

福島県は、県土が広く学校数が多いため、平成21年度末の県内の公立小中学校における耐震化率は62.2%に止まっていますが、本県の耐震化促進の指針である「福島県耐震改修促進計画」では平成27年度までに特定建築物（学校を含む。）の耐震化率を90%にすることを目標としており、今後も引き続き耐震化対策に取り組んでいく必要があります。

このような中、政府は6月18日の閣議で、平成22年度当初予算の子備費から818億円を公立学校施設の耐震対策に充当することを決定しました。

しかしながら、今年度で終期を迎える地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」について、平成23年度から新たな計画を作成し、公立小中学校施設の耐震化についても積極的に推進していくこととしていますが、厳しい財政状況の中、市町村において確実に耐震化対策に取り組むためには、平成22年度までの時限措置となっているI s値0.3未満の施設に対する国庫補助率の2/3への嵩上げ措置の延長ほか、必要な財源確保のための地方債及び地方交付税措置の充実が不可欠となっています。

また、危険性のある公立小中学校施設の一層の耐震化を促進するため、I s値0.3以上の施設に対しても財源の嵩上げ措置の範囲拡大を図る必要があります。

さらに、学校規模の適正化に伴う校舎の新增築や老朽化が進む校舎や体育館、給食施設などの改築事業等に適切に対応するため、今後とも財源の確保が必要であります。

学校教育相談体制の充実について

【提案・要望先】 文部科学省

【提案・要望の内容】

- 1 学校教育相談に対応できる教員の養成
学校教育相談に対応できる教員を体系的に養成するために、**カウンセリング技法の習得を教員免許取得の要件に位置付けること。**
また、すべての現職教員にカウンセリング技法を身に付けさせるため、**大学教授等の専門家を各学校に派遣することにより、現職教員についても必要な措置を講じること。**
- 2 専門的な知識を有するスクールカウンセラーの適正な配置
教育相談体制のさらなる充実を図るために、**スクールカウンセラーを新たな職種として、学校教育法に規定し、教職員定数に含め適正に配置すること。**

【提案・要望の背景・理由】

児童生徒をとりまく人間関係の複合化や希薄化にともない、発達段階においてそれぞれが多様な問題を抱えるようになってきている中、**教育相談は、問題の解決に対応するために不可欠な業務となっております。**

学校生活の多くの時間が担任を中心とする教員の対応に委ねられていることから、教員は、一人一人の問題に適切に対応できる**カウンセリングの技法を身に付けることが求められています**が、教員養成課程における教育相談に関する講座は生徒指導及び進路指導も含めて4単位であり、**必要な技法を取得するには不十分な現状です。**

また、**スクールカウンセラーの業務は、児童生徒や保護者へのカウンセリング、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど多岐にわたっており、学校の教育相談体制に欠かすことのできない大きな役割を担っておりますが、児童生徒や保護者、教職員に対応できる十分な時間を確保することができない状況にあります。**

発達障がい等の特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する支援と理解啓発活動の充実について

【提案・要望先】 文部科学省

【提案・要望の内容】

- 1 幼稚園、小・中学校への特別支援教育支援員配置に対する更なる支援
市町村における特別支援教育の充実のため、幼稚園、小・中学校の特別支援、教育支援員の配置に関する地方財政措置の措置額の拡充を図ること。
- 2 高等学校への特別支援教育支援員配置に対する支援
高等学校への特別支援教育支援員の配置について、地方財政措置等の支援策を講じること。
- 3 発達障がい等の理解啓発活動の充実
全ての学校に在籍する子どもたちとその保護者及び教職員はもちろんのこと、広く国民を対象として、発達障がいの子どもたち及びその教育に関する理解啓発活動の充実を図ること。

【提案・要望の背景・理由】

学校教育法の一部改正を受け、本県においては「地域で共に学び、共に生きる教育」を基本理念に、幼稚園、小・中学校、高等学校において発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒に対して適切な指導を行うこととしました。現在、特別支援教育支援員の配置については、幼稚園、小・中学校への地方財政措置が行われていますが、未だ不十分であり、国の責任において措置額の拡大が必要です。

さらに、高等学校については支援員配置の財政措置の対象となっておりません。その中で、当県では一部の県立高等学校に支援要員を配置し、具体的な支援方法について研究を行いました。その結果、中高連携による情報の共有化をもとに、担任教諭と支援要員が生徒の特性に応じた学習支援や生活支援を行うことにより、移行期の学校生活への適応が高まり、発達障がい等がある生徒の進路変更がなくなるといった成果が得られたことから、それらの知見は全国の高等学校における取組みに展開すべきものと考えております。

また、当県が平成20年7月に県立高等学校に行った調査では、特別な教育的支援が必要であると考えられる生徒が1.6%在籍している可能性があることが分かり、それらの生徒への支援は喫緊の課題となっています。

さらに、発達障がい等の子どもたちに対する適時適切な指導が行われるようにするためには、発達障がいの子どもたち及びその教育に関する十分な理解が不可欠ですが、現状では未だ不十分です。

警察官の増員について

【提案・要望先】 総務省、警察庁

【提案・要望の内容】

「県民とともにある力強い警察」を確立し、県民が安全に安心して暮らせる地域社会を実現するため、警察官の増員を図ること。

【提案・要望の背景・理由】

本県の治安情勢は、刑法犯認知件数が7年連続で減少したものの、その減少幅は鈍化傾向にあるほか、県民の身近なところで、子どもや女性に対する性犯罪や声かけ事案、高齢者が被害者となる振り込め詐欺事件や交通事故などが依然として後を絶たないなど、体感治安については、いまだ県民の求める水準に至っておらず、依然として厳しい状況にあります。

さらに、日本有数の原発立地県である本県においては、国際テロの危険性等を踏まえ、警察官による24時間体制での警戒警備を継続して実施しているほか、今後、常磐自動車道が平成23年度には宮城県境付近まで延伸、平成26年度には全線供用予定であるなど、高速道路網の整備に伴う対応も求められております。

このような中であって、本県の警察官1人当たりの人口負担は、638.74人と未だ全国第2位であり、加えて全国第3位という広大な県土に主要都市が点在していることから警察力の分散配置が不可欠な状況にあり、本県警察官の業務負担をより高水準なものとしております。

誰もが安心して暮らせる豊かな福島県を築くためには、新たな治安情勢や犯罪の質的变化に的確に対応するための人的基盤整備が必要不可欠です。